

# 生徒証



狛江市立狛江第一中学校

— 校 訓 —

# 至 誠 楽 園

— 教 育 目 標 —

生徒が、持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力をコミュニティ・スクールとして、地域と連携・協働しながら育成するために次の目標を設定する。

- ・主体的に自己を高める生徒
- ・多様な他者と協働する生徒
- ・自他を大切にする生徒

— 校 歌 —

— 狛江第一中学校 校歌 —

莊重に ♩=104 土岐善磨 作詞  
下総皖一 作曲

ま ち の そ ら あ か る く は れ て た  
ま が わ の な が れ ゆ た か に の  
の み ど り か ぜ ひ ろ び ろ と ふ  
じ の み ね は る か に た か し  
か が み は て ら す ば ん し ょ う の か が や く  
い の ち あ つ ま れ ば か げ も か た ち も  
あ ざ や か に い な ほ は み の る ゆ う  
じ ょ う の の び ゆ く ち か

ら は げ ま し て つ ね に  
た の し く ま な ぶ べ  
し あ み な す こ や か に き  
よ く た だ し く ひ と し く し せ い に こ ぞ る と こ  
ろ わ れ ら の こ ま え だ い い ち ら づ が つ

町の空 あかるく晴れて  
多摩川の 流れゆたかに  
野のみどり 風ひろびろと  
富士のみね はるかに高し

鏡は照らす 万象の  
かがやくいのち 集れば  
影も形も あざやかに  
稲穂はみゆる 友情の  
伸びゆくちから はげまして  
常にたのしく まなぶべし

ああみな健やかに 清く正しく  
ひとしく至誠にか こぞるところ  
われらの 狛江第一中学校

## — 生徒会 SONG —

生徒会 SONG 「ともに」

作詞 生徒会  
作曲 大野靖之

僕は最後に門を出た

星や月が雲に隠れる

そんな帰り道を僕は歩く

前を見ると見覚えのある目立つ靴

「一人きり」なんて言葉が

似合わないあいつの寂しそうな背中に

どうしたんだよ

僕だって 負けてしまいそうなことがあるよ

でも悩まなくていいんだよ

僕らの周りには沢山の人がいるんだ

一人じゃない

気付けばいつのまにか

星や月がほら見えてきた

そんな帰り道を僕ら歩く

君と僕の心の距離が縮まった

気付いてあげられなくてごめんね

話してくれてありがとう

どうしたんだよ

僕だって 涙があふれることがあるよ

だから頼っていいんだよ

僕らの周りには沢山の人がいるんだ

一人じゃない

どうしたんだよ

誰だって 笑顔になれる時があるよ

そんな時は思い出して

みんながいるから笑えんだよ

君の笑顔をずっと待ってる

君は一人じゃない

誰かが君を必ず想ってくれているよ

ららら

## — 生徒会規約 —

### 第1章 総則

第1条 この会は、狛江市立狛江第一中学校生徒会という。

第2条 この会は、本校の教育目標に沿った生徒の自主的な活動として、生徒会の精神である「人はみんなのために」に基づき、自治精神を養うことを目的とする。

第3条 この会は、本校生徒全員を会員とする。

第4条 この会は、その目的を達成するために必要な各種の活動を行う。

### 第2章 役員

第5条 この会には、次の役員を置き、役員は生徒会の運営にあたる。

会長 1名・副会長 2名・庶務 2名

第6条 役員の任期は1ヶ年とする。

第7条 役員の選出は立候補制として、全会員の公選により決定する。選挙規則は別に定める。

第8条 会長は、生徒会運営の最高責任者で、副会長はこれを助ける。

第9条 庶務役員は、生徒総会および中央委員会の議事その他を記録し、文書を保存し、会長を助ける。

第10条 役員は、役員会を構成し、次のことを協議する。

1. 総会、中央委員会に提案する事項
2. その他重要な事項第11条 役員は専門委員, 学年委員になることはできない。

### 第3章 組織

第12条 この会には、次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 役員会
4. 専門委員会
5. 学年委員会

### 第4章 生徒総会

第13条 生徒総会は、この会最高の議決機関で、全会員でつくられる。

第14条 生徒総会の議長には、原則として中央委員会の議長があたる。

第15条 生徒総会は次の場合に開かれる。

1. 生徒会会長または中央委員会が必要と認めたとき
2. 会員の3分の1以上が開くことを生徒会会長に要求したとき

第14条 生徒総会は次のことをする。

1. 中央委員会の提出した事項の審議, 議決
2. 役員会の提出した活動方針の審議, 議決
3. 規約の変更に関する事項の審議, 議決
4. 役員承認
5. その他の重要な事項の審議, 議決

### 第5章 中央委員会

第17条 中央委員会は、各学年委員と各専門委員長でつくられる。

第18条 中央委員会には、議長, 副議長を置く。

第19条 中央委員会は、毎月1回定期に開かれるほか、次の場合に開かれる。

1. 生徒会会長が必要と認めたとき
2. 委員の3分の1以上が必要と認めたとき

第20条 中央委員会は次のことをする。

1. 各学級から提出された事項の審議, 議決
2. 各学級に提出する事項の審議, 議決
3. 各専門委員会から提出された事項の審議, 議決
4. 各専門委員会に提出する事項の審議, 議決
5. 役員会から提出された事項の審議, 議決
6. その他重要な事項の審議, 議決

第21条 中央委員会は必要に応じて全員にたいする奉仕機関を置くことができる。奉仕機関の活動は、総会、中央委員会の承認を得て行う。

## 第6章 専門委員会

第22条 この会には、次の専門委員会を置く。

1. 学年委員会
2. 美化委員会
3. 報道委員会
4. 図書委員会
5. 保健給食委員会
6. 生活委員会

### 特別委員会

第23条 各専門委員会には、委員長、副委員長、書記を置く。

第24条 各専門委員会は、毎月1回定期に開かれるほか、次の場合に開かれる。

1. 委員長または副委員長が必要と認めたとき。
2. 委員の3分の1以上が開くことを委員長に要求したとき。

第25条 学年委員会は、各学年の各学級から選出された学年委員でつくり、その学年に関する重要な事項の審議および処理にあたる。

第26条 美化委員会は、各学級から選出された美化委員でつくり、美化に関する事項および他の校内外の美化に関する事項の審議および処理にあたる。

第27条 報道委員会は、各学級から選出された報道委員でつくり、掲示、放送等に関する審議、および処理にあたる。

第28条 図書委員会は、各学級から選出された図書委員でつくり、図書に関する事項の審議および処理にあたり、また学校図書館の運営に協力する。

第29条 保健給食委員会は、各学級から選出された保健給食委員でつくり、保健給食に関する事項の審議および処理にあたり、また学校の保健給食活動および行事に参加、協力する。

第30条 体育委員会は、各学級から選出された体育委員でつくり、体育授業の係活動、学校、学年の体育的行事の企画、運営、活動に参加、協力する。

第31条 特別委員会は、必要に応じて中央委員会から提出された事項の審議および処理にあたる。

第32条 各専門委員会の決議事項は、中央委員会の承認を受けなければならない。

## 第7章 学級活動

第33条 学級には、次の委員を置く。

1. 学年委員（男女各1名）
2. 美化委員（男女各1名）
3. 報道委員（男女各1名）
4. 図書委員（男女各1名）
5. 保健給食委員（男女各1名）
6. 生活委員（男女各1名）

第34条 学級の各委員の任期は原則として6ヶ月とし、4月～、9月～活動する。第35条 学級内の各委員は各学級で次のことをする。

1. 学級自治活動に関する審議および処理
2. 中央委員会、各専門委員会および学年委員会等に提出する事項の審議

3. 中央委員会および学年委員会から提出された事項の審議および処理

4. その他の事項の審議および処理

## 第8章 補 則

第36条 この規約の改正は、生徒総会または中央委員会の承認が必要である。

第37条 この会のすべての活動は、本校職員の承認と指導助言を受ける。

第38条 この規約は平成 29 年4月1日から有効とする。

## — 生徒会役員選挙規則 —

### (総則)

第1条 狛江市立狛江第一中学校生徒会役員(以下役員という)の選挙は、生徒会規約第7条に基づきこの規則によって行う。

### (定数)

第2条 選挙する役員の定数は、生徒会規約第5条による。

### (管理)

第3条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。

第4条 選挙管理委員会は各学級より各1名選出された選挙管理委員でつくり、生徒会役員選挙を運営する。

### (被選挙権)

第5条 被選挙権は選挙公示日の2週間前から在籍する1・2年生の生徒会会員が持つ。

### (選挙期日)

第6条 選挙期日は毎年9月とし、選挙管理委員会が定める。

### (公示)

第7条 選挙管理委員会は投票日の2週間前までに候補受付期間、選挙運動期間、投票日を生徒会会員全員に公示する。

第8条 選挙管理委員会は投票日の1週間前までに立候補者氏名、所属学年学級を生徒会会員全員に知らせる。

### (立候補)

第9条 被選挙権を持つ生徒会会員は立候補することができる。

第10条 立候補者は立候補受付期間中に、氏名、所属学年、学級、所見、20名以上の推薦者氏名を選挙管理委員会に届ける。

第11条 立候補の辞退は立候補受付期間中に行わなければならない。

### (選挙運動)

第12条 立候補者の選挙運動は選挙管理委員会が定めた時期、方法にしたがって行わなければならない。

### (投票)

第13条 投票は会長では単記無記名、会長以外の各役員では2名の連記無記名とする。ただし立候補者数が役員の定数を超えない場合は、その役員については信任投票とする。

### (開票)

第14条 開票は投票後翌日までに選挙管理委員会が行う。(休日は除く)

(当選)

第15条 開票の結果、各役員について最高得票者を当選とする。信任投票の場合は有効投票数の過半数の宿任をもって当選とする。ただし、会長立候補者がなかったときおよび不信任されたときは2年の役員立候補者について再選挙を行い、最高得票者を会長当選とする。

(欠員補充)

第16条 前条ただし書きおよびその他の事由によって役員当選者に欠員が生じたときは、その役員について次点者を繰り上げ当選とする。次点者がいないときは、その役員について補欠選挙を行う。補欠選挙はこの規則に準じて行う。

(報告)

第17条 選挙管理委員長は当選者の氏名をすみやかに報告する。

(補足)

第18条 この規則の改正は中央委員会の承認が必要である。

第19条 この規則は平成27年4月1日から有効とする。